

証券コード 4199
2022年11月9日

株 主 各 位

名古屋市中区錦三丁目23番18号
ワンダープラネット株式会社
代表取締役社長CEO 常 川 友 樹

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大リスクを避けるため、適切な感染防止策を実施したうえで本株主総会を開催いたしますが、**株主の皆さまにおかれましては、極力インターネットまたは書面により事前の議決権行使をいただき、感染症拡大防止にご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。**

本総会開催にあたっては感染症拡大防止策を重視して実施し、株主の皆さまの会場における滞在時間を短縮する観点から、議事を簡素化し開催時間を短縮させていただきます。あらかじめご了承くださいのほど、よろしくお願い申し上げます。

インターネットまたは書面により議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2022年11月24日（木曜日）午後5時**までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2022年11月25日（金曜日）午前10時 ※受付開始は午前9時30分 |
| 2. 場 | 所 | 名古屋市西区牛島町6番1号 名古屋ルーセントタワー16階
TKPガーデンシティPREMIUM名古屋ルーセントタワー
(昨年と会場が異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 第10期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査役1名選任の件 |

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://wonderpla.net/ir/>）に掲載させていただきます。
- ・本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本株主総会招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して監査した書類の一部であります。

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を2022年11月25日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。株主総会の議案及び事業の概要につき、ご報告申し上げますので、ご覧くださいようお願い申し上げます。

当社2022年8月期の業績につきましては、第4四半期に新規リリースした『アリスフィクション』の計画未達を主因に、会社全体で当初計画を下回る結果となり、9月14日に下方修正を公表いたしました。この結果を厳粛に受け止め、2023年8月期は「通期の営業黒字化」の徹底に取り組んでまいりたいと考えております。

大変遺憾ながら、現状において合理的かつ信頼性のある業績予想の提示が困難と考え、2023年8月期の業績予想を非開示とし、また、株主還元（配当・自己株式の取得と消却）も実施できる状態になるまで行わない方針とさせていただきました。

改めて2022年8月期の結果を厳粛に受け止めたうえで、今後も事業成長を最優先に尽力いたしますので、今後とも当社へのご理解、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2022年11月
代表取締役社長CEO 常川友樹



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年11月24日（木曜日）
午後5時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年11月24日（木曜日）
午後5時到着分まで



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年11月25日（金曜日）
午前10時
(受付開始：午前9時30分)

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

1. 2. 3. 4.

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する
候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

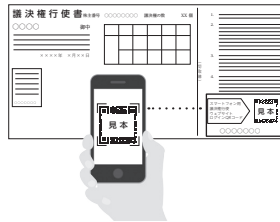
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

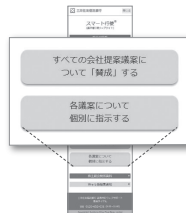
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

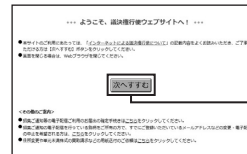
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

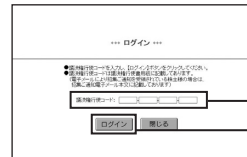
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 株主総会の開催形式（場所の定めのない株主総会）の追加

産業競争力強化法により、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められました。

当社といたしましても、遠隔地の株主様と近隣の株主様が同等の条件で株主総会に出席でき、物理的な会場の確保が不要であることから株主総会の効率化・円滑化・日程の多様化につながら、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資するなど今後の社会情勢の変化にも柔軟に対応できるものと考えております。そこで、場所の定めのない株主総会が開催できるよう、現行定款第12条に第2項を追加するものであります。

なお、本定款の一部変更は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を当社が得ることを条件として、効力を生じるものいたします。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第17条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(招 集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年 度末日から3ヶ月以内にこれを招集 し、臨時株主総会は、必要あるとき に随時これを招集する。 (新 設)	(招 集) 第12条 (現行どおり) <u>2 当会社の株主総会は、場所の定め ない株主総会とすることができる。</u>
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)</u> 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算 書類及び連結計算書類に記載又は表 示をすべき事項に係る情報を、法務 省令に定めるところに従いインター ネットを利用する方法で開示するこ とにより、株主に対して提供したも のとみなすことができる。</u>	(削 除)

現行定款	変更案
(新 設)	(電子提供措置等) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法令省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
(新 設)	(附則) 第1条 2022年9月1日から6ヶ月以内の日を<u>株主総会の日とする株主総会</u>については、<u>定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>は、なお効力を有する。 2 本附則は、<u>2022年9月1日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の地位及び担当
1	常川 友樹 再任	代表取締役社長CEO
2	鷺見 政明 再任	取締役CPO
3	久手堅 憲彦 再任	取締役CGO
4	佐藤 彰紀 再任	取締役CFO
5	石川 篤 再任	取締役会長
6	和田 洋一 再任 社外 独立	取締役
7	手嶋 浩己 再任 社外 独立	取締役

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
1	つねかわ ともき 常川 友樹 (1981年6月18日) 再 任 地位 代表取締役社長CEO 取締役在任期間 10年2カ月 取締役会への出席状況 15回/15回 (100%)	2001 年 10 月 株式会社エムラボ執行役員 2004 年 4 月 株式会社オープンキューブ設立 代表取締役 2012 年 9 月 当社設立代表取締役社長CEO(現任) 2022 年 5 月 WPBC Pte. Ltd. Director(現任) (重要な兼職の状況) WPBC Pte. Ltd. Director (取締役候補者とした理由) 当社創業者である常川友樹氏は、創業以来代表取締役として経営の指揮を執り、常に高いビジョンを持ちながらリーダーシップを発揮してまいりました。当社の成長を牽引し、企業価値向上に貢献しております。自らプロダクトに携わり培った経験や実績と企業経営者として知識を有することから、今後の当社の企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	375,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
2	すみ まさあき 鷲見 政明 (1982年5月29日) 再 任 地位 取締役CPO 取締役在任期間 1 年 取締役会への出席状況 11回/11回 (100%)	2012 年 10 月 当社入社 2016 年 9 月 当社執行役員 2021 年 11 月 当社取締役CPO(現任) (取締役候補者とした理由) 鷲見政明氏は、当社創業メンバーの一人であり、既存タイトル「クラッシュフィーバー」、「ジャンプチヒーローズ」及び「アリスフィクション」の開発時及びリリース時に事業責任者（プロデューサー）を務め、現在でも自社開発を牽引しております。これらの実績・経験から、今後の当社の企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	1,500株

(注) 同氏は2021年11月26日開催の第9期定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任したため、第10期取締役会の出席回数が全11回となっております。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
3	くでけん のりひこ 久手堅 憲彦 (1982年4月18日) 再 任 地位 取締役CGO 取締役在任期間 9年9カ月 取締役会への出席状況 15回/15回 (100%)	2007 年 4 月 ドリームキューブ株式会社入社 2009 年 3 月 ビットキャッシュ株式会社入社 2011 年 1 月 ジンガジャパン株式会社入社 2013 年 2 月 当社取締役 2019 年 9 月 当社取締役CGO(現任) (取締役候補者とした理由) 久手堅憲彦氏は、略歴のとおりインターネット業界でのマーケティングやパートナーシップ経験を有しており、既存タイトル「クラッシュフィーバー」、「ジャンプチ ヒーローズ」、「アリスフィクション」のマーケティングを担当し、また海外事業展開の責任者としての役割も果たすなど、ユーザー獲得に貢献してきました。これらの実績・経験から、今後の当社の企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	105,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
4	さとう あきのり 佐藤 彰紀 (1984年8月22日) 再 任 地位 取締役CFO 取締役在任期間 6年10カ月 取締役会への出席状況 15回/15回 (100%)	2008 年 4 月 株式会社大和総研入社 2009 年 8 月 大和証券SMBC株式会社 (現大和証券株式会社) 2012 年 4 月 株式会社大和証券グループ本社 2013 年 10 月 大和証券株式会社 2016 年 1 月 当社取締役CFO(現任) 2022 年 5 月 WPBC Pte. Ltd. Director(現任) (重要な兼職の状況) WPBC Pte. Ltd. Director (取締役候補者とした理由) 佐藤彰紀氏は、略歴のとおり証券会社のアナリストとして市場や企業分析、また経営企画や投資銀行部門での経験を有しており、その経験から当社の管理体制の構築に取り組み、財務戦略を中心に当社の成長を支えてまいりました。これらの実績・経験から、今後の当社の企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	24,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
5	いしかわ あつし 石川 篤 (1975年12月27日) 再 任 地位 取締役会長 取締役在任期間 9年7カ月 取締役会への出席状況 15回/15回 (100%)	1998 年 10 月 株式会社サイバーエージェント入社 2005 年 2 月 ウノウ株式会社代表取締役 2010 年 8 月 ジンガジャパン株式会社GM 2013 年 4 月 当社取締役 2016 年 9 月 当社取締役会長(現任) (取締役候補者とした理由) 石川篤氏は、略歴のとおりインターネット業界及びゲーム業界での豊富な経験と経営者としての幅広い見識を有しており、当社が創業して間もなくの頃から業務執行に関する提言や助言を行い、当社の成長を支えてまいりました。これらの実績・経験から、今後の当社の企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	225,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
6	わだ よういち 和田 洋一 (1959年5月28日) 再 任 社 外 独 立 地位 取締役 取締役在任期間 6年3カ月 取締役会への出席状況 14回/15回 (93.3%)	1984 年 4 月 野村證券株式会社入社 2000 年 4 月 株式会社スクウェア入社 2001 年 9 月 同社代表取締役社長 2003 年 4 月 株式会社スクウェア・エニックス (現スクウェア・エニックス・ホールディングス) 代表取締役社長 2006 年 6 月 株式会社タイトー代表取締役社長 2008 年 10 月 株式会社スクウェア・エニックス代表取締役社長 2013 年 6 月 同社取締役会長 2015 年 5 月 株式会社メタップス社外取締役 2016 年 8 月 当社社外取締役(現任) 2016 年 11 月 株式会社メタップス取締役会長 2016 年 12 月 ペイデザイン株式会社(現株式会社メタップスパイメント)取締役 2017 年 10 月 同社代表取締役 2017 年 11 月 株式会社メタップス取締役(現任) 2018 年 3 月 株式会社マイネット社外取締役 2019 年 3 月 同社社外取締役監査等委員(現任) 2021 年 4 月 株式会社GENDA社外取締役(現任) 2021 年 9 月 株式会社夢真ビーネックスグループ社外取締役(現任) 2022 年 6 月 カバー株式会社社外取締役(現任) 2022 年 8 月 株式会社メタップスパイメント取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社メタップス取締役 株式会社メタップスパイメント取締役 株式会社マイネット社外取締役監査等委員 株式会社GENDA社外取締役 株式会社夢真ビーネックスグループ社外取締役 カバー株式会社社外取締役 (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 和田洋一氏は、略歴のとおりゲーム業界における豊富な経験と企業経営における幅広い見識を有し、当社経営に対し多角的な観点から提言をいただき、取締役会の意思決定及び業務執行に対する監督機能の実効性強化に十分な役割を果たしていただけるものと考えております。これらの実績・経験から、今後の当社の企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。	一株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
7	てしま ひろき 手嶋 浩己 (1976年7月20日) 再任 社外 独立 地位 取締役 取締役在任期間 4年3カ月 取締役会への出席状況 15回/15回 (100%)	1999 年 4 月 株式会社博報堂入社 2005 年 4 月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社入社 2006 年 3 月 株式会社インタースパイア(現ユナイテッド株式会社)取締役 2009 年 5 月 株式会社スパイア(現ユナイテッド株式会社)取締役 2012 年 12 月 ユナイテッド株式会社取締役 2013 年 9 月 株式会社メルカリ社外取締役 2018 年 8 月 株式会社Gunosy社外取締役 2018 年 8 月 当社社外取締役(現任) 2018 年 8 月 XTech Ventures株式会社共同創業者兼ジェネラルパートナー(現任) 2019 年 10 月 株式会社LayerX取締役(現任) (重要な兼職の状況) XTech Ventures株式会社共同創業者兼ジェネラルパートナー 株式会社LayerX取締役 (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 手嶋浩己氏は、略歴のとおりインターネット業界及びベンチャーキャピタル業界における豊富な経験と幅広い見識を有し、当社経営に対し幅広い助言をいただき、当社の今後の事業成長に十分な役割を果たしていただけるものと考えております。これらの実績・経験から、今後の当社の企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 和田洋一氏、手嶋浩己氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は和田洋一氏、手嶋浩己氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏が原案どおり再任された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、和田洋一氏及び手嶋浩己氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が原案どおり再任された場合、当社は両氏を引き続き独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等の一定の免責事由があります。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 和田洋一氏が取締役を務める株式会社メタップスパイメントにおいて、2021年10月から2022年1月にわたってサイバー攻撃による不正アクセスが行われ、決済情報等が格納されているデータベースから個人情報を含む情報が流出し、クレジットカードの不正利用が発生するという事案がありました。同社は、当該事案に関し、経済産業省からの改善命令及び個人情報保護委員会からの指導を受けています。なお、同氏は、同社の代表取締役社長として、事案の解明及び再発防止策の策定や実施を主導しました。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役毛利泰康氏は本総会の終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、森志帆氏は、毛利泰康氏の補欠として選任されることになりますので、その任期は当社定款の定めにより、辞任される監査役の任期が満了する時までとなります。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
もり しほ 森 志帆 (1985年6月3日) 新任 社外 独立	2008年4月 シャープ株式会社入社 2012年2月 有限責任監査法人トーマツ入所 2018年1月 株式会社日本 M&A センター入社 2021年8月 森志帆公認会計士事務所代表 (現任) (重要な兼職の状況) 森志帆公認会計士事務所代表 (社外監査役候補者とした理由) 森志帆氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計、内部統制等に関する専門的な見地から監査役としての職責を発揮していただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての高い専門知識を有し、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。	一株

- (注) 1. 森志帆氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森志帆氏は社外監査役候補者であります。
3. 森志帆氏が原案どおり選任された場合、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 森志帆氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等の一定の免責事由があります。森志帆氏が原案どおり選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

(ご参考) スキルマトリクス

第2号議案、第3号議案が承認されたのちの取締役及び監査役のスキルマトリクスは次のとおりであります。

氏名	役職	企業経営 全般	IT・インター ネット・ゲーム	マーケティング	ファイナンス・ 会計・税務	労務・人事・ 人材教育	法務・ コンプライアンス
常川 友樹	代表取締役 社長CEO	●	●			●	
鷺見 政明	取締役CPO		●				
久手堅 憲彦	取締役CGO			●			
佐藤 彰紀	取締役CFO				●	●	●
石川 篤	取締役会長	●		●	●		●
和田 洋一	取締役 社外 独立	●	●				
手嶋 浩己	取締役 社外 独立	●	●				
森 志帆	監査役 社外 独立				●		
吉島 彰宏	監査役 社外 独立	●			●		
岡田 淳	監査役 社外						●

(添付書類)

事業報告

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の再拡大のなか、行動制限の緩和が進んだことにより、個人消費を中心に景気は回復基調の兆しが見られました。しかし一方で、ウクライナ情勢の長期化や中国のゼロコロナ政策に加えて、世界的な金融引き締め政策に伴う急激な為替の変動などにより、物価上昇が進行し今後の国内経済の回復は不透明な状況にあります。当社が事業展開するエンターテインメントサービス関連の市場においては、趣味嗜好の多様化やグローバル化がより一層進行し、市場内での競争も激化することが予想されます。

当社は「楽しいね！を、世界中の日常へ。」というミッションを掲げ、世界中の一人でも多くの人々の日常に、家族や友達と「楽しいね！」と笑いあえるひとときを届け、国・言語・文化・年齢・性別などあらゆる壁を越えて誰もが楽しめるプロダクト・サービスを創り、コミュニケーションを通じた「笑顔」を世界の隅々まで広げることを目指しております。

このようななか、当社のエンターテインメントサービス事業においては、2022年7月に、当社初のチャレンジとなる『全世界同時配信・同時運営』の自社開発(オリジナル)タイトルとなる「アリスフィクション」をリリースいたしました。リリース後、一定規模のユーザー獲得に向けた施策の一環として大型の広告投資も行いましたが、想定していたユーザー数を獲得することができず、また、リリース後に発生した不具合の影響もあり、同タイトルの今期売上高は約1,140百万円と想定しておりましたが約480百万円となり想定を下回りました。費用面では、リリースまでの開発投資は期初想定内で推移しましたが、前述の広告投資によるユーザー基盤の確保を優先した結果、通期で広告宣伝費を約440百万円と想定しておりましたが、約830百万円となり想定を上回りました。

当社オリジナルタイトル「クラッシュフィーバー」につきましては、ユーザー満足度向上に努め、日本版、繁体字版、英語版によるグローバル展開を推進するとともに、同タイトルの中長期的な運営に取り組んでおり、全世界のダウンロード数は1,400万を突破いたしました。2022年5月には「クラッシュフィーバー」における協業パートナーであるプラスユー株式会社との業務提携を解消し、当社単独での運営に移行しております。同タイトルのMAU(注1)については、他社

IP(注2)とのコラボイベントが堅調に推移したものの、第3四半期までの下方トレンドを挽回するには至りませんでした。

LINE株式会社との協業タイトル「ジャンプチ ヒーローズ」も、日本版及び繁体字版を配信しており、全世界のダウンロード数は2,000万を突破しており、MAUは日本版の周年イベント等で堅調に推移し、概ね計画通りとなりました。

また、2020年9月に株式会社サムザップとの協業タイトルとして配信開始した「この素晴らしい世界に祝福を！ファンタスティックデイズ繁体字版」は、MAUの減少傾向が続いており、2022年11月にサービス提供を終了することを決定しております。受託開発を進めていた株式会社サイバーエージェント等と共同のメディアミックスプロジェクト「テクノロイド」のスマートフォンゲーム「テクノロイド ユニゾンハート」は2022年1月に配信を開始しております。

中長期的な収益の拡大に向けた新規開発としては、コンシューマー系ゲーム開発会社との共同事業による新規タイトルの開発も開始しております。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,422,040千円（前期比4.6%減）、営業損失は1,272,138千円（前事業年度は営業利益260,618千円）、経常損失は1,291,273千円（前事業年度は経常利益261,057千円）、当期純損失は1,887,307千円（前事業年度は当期純利益825,457千円）となりました。

当事業年度は、「アリスフィクション」の計画未達を主因に、会社全体で当初計画を下回ることとなりました。この結果を厳粛に受け止め、2023年8月期は「通期の営業黒字化」の徹底を目指します。「アリスフィクション」の売上高の年間フル寄与による通期での当事業年度比増収、また、上半期において「アリスフィクション」の費用圧縮の移行途中ですが、通期では投資対効果に見合った運営費と効果的な広告投資に努め、新規開発投資等を含め費用コントロールに努めます。

(注) 1. MAU: Monthly Active Userの略。月に1回以上利用があったユーザー数。

2. IP: Intellectual Propertyの略。著作権等の知的財産権のこと。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における無形固定資産の取得を含む設備投資の総額は378,905千円で、その主な内容は、「クラッシュフィーバー」に関する共同運営権持分の取得、東京オフィス増床に伴う増設、PC購入に係るものであります。当事業年度において東京オフィス増床に伴い旧設備の除却を行っております。

(3) 資金調達の状況

運転資金として金融機関より総額1,100,000千円の長期借入及び社債発行を実施しております。

また、新株予約権の権利行使により、12,000千円の資金調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社は、スマートデバイス向けのアプリ・ゲームの企画、開発、運営、販売を行うエンターテインメントサービス事業を推進しており、以下の主要課題に取り組んでまいります。

① 魅力的なプロダクト・サービスの提供

当社では、ミッションである「楽しいね！を、世界中の日常へ。」を念頭に、国・言語・文化・年齢・性別などあらゆる壁を越えて誰もが楽しめるプロダクト・サービスを提供し続け、コミュニケーションを通じた「笑顔」を世界の隅々まで広げることで、収益基盤の拡大と安定化を図ることが重要な課題だと考えております。

② 海外市場展開の強化

当社が事業展開するエンターテインメントサービス関連の市場においては、趣味嗜好の多様化やグローバル化がより一層進行し、近年、日本並びに世界のモバイル向けゲーム市場を取り巻く競合環境の変化が以前にも増して著しくなっております。その市場環境において当社が事業成長を進めていくためには、国内だけでなく、今後より一層の成長が見込まれる海外市場に当社のプロダクト・サービスを提供していく必要があると考えております。具体的には、各地域の国民性や言語、デバイスの普及状況などに鑑みて、今後もプロダクト・サービスの企画、開発、運営に取り組んでいく方針です。また、当社単独での展開のみでなく、国内外の有力なパートナーとの協業による展開も積極的に推進し、リスクの低減を図ります。

③ ゲームの安全性及び健全性の強化

スマートデバイス向けアプリ・ゲームにおいては、ゲーム内アイテム等をオークションサイト等において売買するリアル・マネー・トレードや、不適切な水準での有料アイテム出現確率に関する問題、未成年による高額課金問題等が社会的な問題となっております。当社は、こうした状況を踏まえ、ソーシャルゲーム業界の健全性や成長性を損なうことのないように対応していくことが、重要な課題であると認識しており、各種法的規制や業界団体のガイドラインを遵守しております。

④ ユーザー獲得及びエンゲージメントの強化

当社が提供するタイトル・サービスのユーザー数の増加及び維持が、業績拡大のための重要な要素であると考えております。そのため、既存プロダクト・サービスについてはユーザーからの継続的な愛着を醸成することを意識し、中長期にわたる安定運営による利益の維持を図っていく方針です。新規タイトル・サービスについては、ユーザーニーズの的確な把握や、ニーズに合った企画、開発、運営、並びに効果的なプロモーションを積極的に推進するとともに、開発スケジュールや費用の管理を徹底し、収益力の向上を図ります。

⑤ 組織体制強化のための人材採用と教育

当社は、今後更なる事業拡大を推進するにあたって、継続的に幅広く優秀な人材を採用し続けることが必須であると考えております。開発部門を中心に極めて高度な専門性を有する人材が必要であることから、一定以上の水準を満たす優秀な人材を継続的に採用するとともに、成長ポテンシャルの高い人材の採用及び既存の人材の更なる育成・維持に積極的に努めていく必要性を強く認識しております。また、従業員のモチベーションを引き出す人事評価制度や福利厚生等の人事制度構築に努めながら、業務遂行能力、人格、当社の企業文化及び経営方針への共感を兼ね備え、様々な分野で活躍できる優秀な人材の採用に取り組んでまいります。

⑥ 内部統制及びコンプライアンス体制、リスクマネジメントの強化

当社は、公正で透明な事業推進のため、内部統制及びコンプライアンス体制の整備が必須であると考えております。急速な事業の展開や拡大、外部環境やユーザーの嗜好の変化、技術革新等に迅速に対応するため、内部統制及びコンプライアンスの整備・運用に関する課題が継続的に発生し、状況に応じた対策に取り組む必要があります。

2022年8月期において、早期での事業成功や規模拡大に向けた事業推進を背景に、本来であれば取締役会にて十分な投資リスクの共有・議論・決裁のプロセスを経るべきであったにもかかわらず、本プロセスを経ることなく多額の広告宣伝費が予算外に投資される内部統制上の不備がありました。調査の結果、取引先選定や取引条件、請求金額に関する不正は識別されませんでした。予算外での広告宣伝費の利用により生じ得るリスクの把握や評価、リスクが顕在化した際の回避・低減策に関する事前検討や備えが適切に行われておらず、リスクマネジメントが不十分であった事実を重く受け止めております。

事前申請の徹底を図るべく社内での再発防止に向けた体制整備や権限委譲については既に着手しておりますが、今後は、決裁権限の見直しにより多額の予算外費用の利用を取締役会決議とする職務権限規程の改訂や、当該投資により想定される費用対効果のみでなく、顕在化する恐れのあるリスクやその対策についても十分な説明・協議を行うことをルール化することに取り組んでまいります。その他には、コンプライアンス意識の向上と周知徹底を推進し、業務フローの見直しを含む管理体制や牽制機能の強化、潜在的なリスクの識別・評価・対策を実施し、企業価値向上を図ってまいります。

⑦ システム基盤の強化

当社は、アプリ・ゲームをスマートデバイス向けに展開していることから、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、ユーザー数増加に伴うシステムの負荷分散や稼働状況の監視等の取り組みが必要となります。当社は、その重要性に鑑み、今後においてもシステム基盤の強化への取り組みを継続していく方針です。

⑧ 技術革新への対応

当社が事業展開するエンターテインメントサービス関連の市場においては、技術革新が常に行われており、先端的なテクノロジーを基盤にした新たなサービスやデバイス等の普及に伴う技術革新への対応を適時かつ適切に進めることが、事業展開上の重要な要素であると認識しており、継続的な対応を図っていく方針です。

⑨ 財務基盤の安定化

当社は、収益基盤の維持・拡大とともに、費用対効果を慎重に検討し、各種コストの見直し及び必要な資金の確保を継続的に行うことで財務基盤の強化を図ります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 7 期 (2019年 8 月期)	第 8 期 (2020年 8 月期)	第 9 期 (2021年 8 月期)	第 10 期 (当事業年度) (2022年 8 月期)
売 上 高 (千円)	2,856,258	3,433,893	3,585,606	3,422,040
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	12,030	224,235	825,457	△1,887,307
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	6.37	110.87	397.24	△876.24
総 資 産 (千円)	1,740,602	2,377,306	3,711,265	2,999,589
純 資 産 (千円)	819,323	1,043,559	2,365,456	427,868

(注) 1 株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

当社に重要な親会社及び子会社はありません。

なお、2022年5月30日付で当社100%出資により、ブロックチェーンゲームの海外パブリッシング事業を中心に、協業、業務提携、出資などの検討、事業展開の推進を目的として、シンガポール法人である「WPBC Pte. Ltd.」を設立しましたが、重要性が乏しいため、非連結子会社としております。

(7) 主要な事業内容

事 業	事 業 内 容
エンターテインメントサービス事業	スマートデバイス向けアプリ・ゲームの企画、開発、運営、販売

(8) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本社	愛知県名古屋市
東京オフィス	東京都品川区

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
199名 (14名)	5名減 (1名減)	32.5歳	3年9ヶ月

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（アルバイトを含み、派遣社員を除く）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	200,004千円

(注) 上記のほか、下記社債があります。

第1回無担保社債（株式会社りそな銀行保証付及び適格機関投資家限定） 420,000千円 等

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | | |
|--------------|------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 | 8,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式 | 2,200,412株 |
| (3) 株主数 | | 2,270名 |
| (4) 大株主の状況 | | |

株主名	持株数	持株比率
常川友樹	375,000株	17.42%
石川篤	225,000	10.45
久手堅憲彦	105,000	4.87
西條晋一	100,000	4.64
ユナイテッド株式会社	90,300	4.19
LINE Ventures Japan有限責任事業組合	60,000	2.78
株式会社海外需要開拓支援機構	50,512	2.34
N V C C 8号投資事業有限責任組合	43,200	2.00
楽天証券株式会社	40,000	1.85
ワンダープラネット従業員持株会	37,900	1.76

(注) 当社は自己株式48,632株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
持株比率は、自己株式（48,632株）を控除した上で小数点第3位を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な状況

当社は、資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策等の遂行とともに、効率的な株主還元を行うため、2021年10月13日開催の取締役会において、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づき、取得する株式総数の上限を100,000株、取得価額の総額の上限を100百万円として、2021年10月14日から2022年1月14日までの間に、東京証券取引所における市場買付による方法で当社普通株式を取得する旨の自己株式取得に係る事項について決議いたしました。なお、2021年12月2日をもって、取得した株式の総数50,100株、99,883,600円で自己株式の取得は終了いたしました。

また、2021年12月15日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式1,500株の消却を2021年12月24日に行うことについて決議し、自己株式の消却を行いました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年8月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長 C E O (Chief Executive Officer)	常 川 友 樹	WPBC Pte. Ltd. Director
取 締 役 C P O (Chief Product Officer)	鷺 見 政 明	
取 締 役 C G O (Chief Global Officer)	久 手 堅 憲 彦	
取 締 役 C F O (Chief Financial Officer)	佐 藤 彰 紀	WPBC Pte. Ltd. Director
取 締 役 会 長	石 川 篤	
取 締 役	和 田 洋 一	株式会社メタップス取締役 株式会社メタップスパイメント取締役 株式会社マイネット社外取締役監査等委員 株式会社GENDA社外取締役 株式会社夢真ビーネックスグループ社外取締役 カバー株式会社社外取締役
取 締 役	手 嶋 浩 己	XTech Ventures株式会社共同創業者兼ジェネラルパートナー 株式会社LayerX取締役
常 勤 監 査 役	毛 利 泰 康	株式会社カノークス社外監査役
監 査 役	吉 島 彰 宏	Y's Associates代表 株式会社日本動物高度医療センター社外取締役 監査等委員 Dr.JOY株式会社社外監査役 株式会社トレタ取締役
監 査 役	岡 田 淳	森・濱田松本法律事務所パートナー セーフイー株式会社社外監査役

- (注) 1. 鷺見政明氏は、2021年11月26日開催の第9期定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 取締役和田洋一氏、取締役手嶋浩己氏の2名は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役毛利泰康氏、監査役吉島彰宏氏、監査役岡田淳氏の3名は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役毛利泰康氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役和田洋一氏及び手嶋浩己氏、常勤監査役毛利泰康氏及び監査役吉島彰宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と和田洋一氏、手嶋浩己氏、毛利泰康氏、吉島彰宏氏及び岡田淳氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等の一定の免責事由があります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は役員報酬について、役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬額の内容の決定方法及び決定された報酬の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、報酬委員会が業績連動報酬の原案について多角的な検討を行っていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1) 基本方針

当社の取締役の報酬については、企業価値向上に資することを原則として、経済情勢、業績、従業員に対する処遇との整合性を考慮したうえで、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位、職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

2) 当社の取締役の報酬制度

当社の取締役の報酬は、固定報酬である役位や職責、市場動向等を総合的に判断したうえで決定する「基本報酬」、長期的な企業価値と株主価値の持続的な向上を図るインセンティブとして「事後交付型業績連動型株式報酬」（業績連動報酬・非金銭報酬）により構成されており、社外取締役については、基本報酬のみを支給しています。なお、当社の取締役の報酬限度額は年額200百万円以内、事後交付型業績連動型株式については年額240百万円以内となっております。

a) 基本報酬

取締役の個人別としての役位、職責、当社の業績及び市場動向等を総合的に判断したうえで決定をし、取締役会にて決定されています。なお、社外取締役については、固定報酬のみを支給しています。

b) 事後交付型業績連動型株式報酬（業績連動報酬・非金銭報酬）

1. 制度の概要

当社は、事後交付型業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）（以下「本制度」という。）を導入しています。本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。）（以下「対象取締役」という。）に、当社の企業価値の向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主と一層の価値共有を進めることを目的とするものであり、対象取締役に對し、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」という。なお、下記2(ii)のとおり、当初の対象期間は、2021年9月1日から2022年8月31日までの1事業年度とする。）中の業績の数値目標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成割合に応じて算定される数の当社普通株式及び金銭を、対象取締役の報酬等として付与する業績連動型の報酬制度です。なお、下記に定める報酬の算定方法が適正であることについては、任意の報酬委員会に諮問し、全委員一致で適正である旨の回答を得ています。

2. 当社株式及び金銭の算定方法

以下の方法に基づき、本制度の対象取締役ごとの交付株式数及び支給する金銭を決定します。

(i) 交付する株式数（最終交付株式数）及び支給する金銭の算定方法

ア. 交付株式数及び金銭の額（100円又は単元株未満を切り捨て）

各対象取締役に交付される最終交付株式数及び支給する金銭の額は、以下の算定式に従って、以下の上限数の範囲で算定されます。

[算定式]

- ・最終交付株式数＝基準報酬額（※１）÷当社株式の時価（⑤）
- ・金銭の額＝基準報酬額－金銭報酬債権額（※２）
- （※１）基準報酬額＝基準比率（①）×支給率（②）×経常利益（③）×役務提供期間比率（④）
- （※２）金銭報酬債権額＝最終交付株式数×当社株式の時価（⑤）

[上限数]

各対象取締役に係る基準報酬額及び最終交付株式数が以下の上限数を超える場合、以下の上限数を、各対象取締役に係る基準報酬額及び最終交付株式数とします。但し、計算の結果、100円又は単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。

- ・基準報酬額＝240,000千円× $\frac{\text{各対象取締役の基準比率}}{\text{全対象取締役の基準比率の合計}}$
- ・最終交付株式数＝15,000株× $\frac{\text{各対象取締役の基準比率}}{\text{全対象取締役の基準比率の合計}}$

但し、全対象取締役に係る金銭報酬債権及び金銭の合計並びに最終交付株式数の合計は下記の上限に服するものとします。なお、かかる最終交付株式数の上限数は、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減する場合は併合・分割の比率を乗じて調整されます。

記

全対象取締役に付与する金銭報酬債権及び金銭の総額並びに最終交付株式数の総数の1年あたりの上限は、それぞれ、240,000千円及び15,000株とする。

イ. 個別の算定項目の説明

①基準比率

基準比率は、対象取締役毎に当社取締役会において決定し、各対象取締役に係る基準比率の合計は3%以内にすることをしています。これを受けて、当社取締役会は、評価期間における基準比率を、以下のとおり定めております。

役位	基準比率
代表取締役社長CEO	0.85%
取締役CPO	0.45%
取締役CGO	0.45%
取締役CFO	0.45%
取締役会長	0.2%

②支給率

支給率は、評価期間における当社業績等の各数値目標の達成割合に応じて、0%から100%までの範囲で、当社の取締役会で定めることとしています。これをうけて当社取締役会は、評価期間における支給率を、以下のとおり定めております。

業績目標	支給率
下記の業績目標を達成できなかった場合	0%
経常利益が50,000千円を超えた場合	100%

③経常利益

経常利益は、評価期間における当社の経常利益とします。

④役務提供期間比率

役務提供期間比率は、以下のとおりとします

$$\text{役務提供期間比率} = \frac{\text{在任月数}}{\text{評価期間の月数}}$$

在任月数は、評価期間中に対象取締役が当社の取締役として在任又は在籍した月の合計数をいいます。なお、月の途中で就任又は退任する場合には、1月在任又は在籍したものとみなします。

⑤当社株式の時価

当社株式の時価は、本制度に基づく当社株式の発行又は処分に係る取締役会決議（以下「交付取締役会決議」という。）の日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利にならない範囲で当社取締役会が決定した額とします。

⑥その他

対象取締役は、所定の非違行為等がある場合には、本制度により当社株式及び金銭を受ける権利を喪失します。

（ii）評価期間

2021年9月1日から2022年8月31日までの1事業年度

（iii）支給時期

上記計算式にて算定された交付株式数の当社株式及び支給金額の金銭を、権利確定日（※）から2か月以内に交付又は支給します。

（※）権利確定日とは、評価期間の最終年度が終了してから当該年度に係る計算書類の内容が会社法に基づき定時株主総会へ報告される日をいいます。

3. 株式の交付方法及び金銭の支給方法

対象取締役に対する当社株式の交付は、当該対象取締役に対して、当社が上記2の計算式にて算定された金銭報酬債権を付与し、その金銭報酬債権を現物出資財産として当社に出資させることにより、当社株式の新規発行又は自己株式の処分を行う方法とします。また、対象取締役に対する金銭の支給は、当該対象取締役に対して、当社が上記2の計算式にて算定された額の金銭を対象取締役が通知した金融機関の口座に対して振り込む方法とします。

4. 対象取締役が異動した場合の取扱い等について

(i) 評価期間中に当社内の異動により役位に変動があった場合

対象取締役が評価期間中に当社内の異動により別の役位に就任した場合であっても、当該対象取締役については、異動前に決定した基準比率を用いて報酬等を算定する。

(ii) 評価期間中に組織再編等が行われた場合

評価期間中に次の各号に掲げる事項（以下「組織再編等」という。）が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会による承認を要さない場合及び第6号においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、次の各号に定める日（以下「組織再編等効力発生日」という。）が当社株式の交付時より前に到来することが予定されているときに限る。）、対象取締役は、最終交付株式数の株式の代わりに、上記2(i)アに従い、①基準比率に②当該承認の日（以下「組織再編等承認日」という。）の直近の四半期報告書の提出時点における支給率、③当該四半期報告書に記載の経常利益及び④役務提供期間比率を乗じて得られた額の金銭の支給を受けることができる。但し、かかる金銭の支給は、上記2(i)の基準報酬額の上限額の範囲内で行われるものとします。

①当社が消滅会社となる合併契約 合併の効力発生日

②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限る。） 会社分割の効力発生日

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画 株式交換又は株式移転の効力発生日

④当社株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得 会社法第171条第1項第3号に規定する取得日

⑤当社株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味する。） 会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

(iii) 端数処理その他の調整

最終交付株式数の算定その他制度に基づく交付株式数及び支給額の算定において、算定し

た交付する株式数又は支給する金銭の額に単元株未満又は100円未満の端数が生じる場合、これを切り捨てることとします。なお、株式の交付又は金銭の支給までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。）によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度に基づく算定に係る株式数を調整することとします。

c) 報酬等の種類ごとの割合

取締役の個人別の報酬等の額に対する割合については、経済情勢、業績、役位、職責を考慮し決定することとしております。

② 監査役の報酬等の内容

当社の監査役の報酬については、監査役会において監査役間の協議により決定し、基本報酬のみを支給しております。

③ 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	対象となる 役員の員数	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			報 酬 等 の 総 額
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	84,210千円 (12,000千円)	—	—	84,210千円 (12,000千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	18,240千円 (18,240千円)	—	—	18,240千円 (18,240千円)
合 計 (うち社外役員)	10名 (5名)	102,450千円 (30,240千円)	—	—	102,450千円 (30,240千円)

- (注) 1. 取締役及び監査役の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第4期定時株主総会において、それぞれ、年額200,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内）、年額50,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）、監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）となっております。
2. 2021年11月26日開催の第9期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する事後交付型業績連動型株式報酬制度（対象取締役に対して当社普通株式の付与のために支給する金銭報酬債権の各総額は年額240,000千円以内、交付する株式数は合計年15,000株以内）の導入について決議されております。当該定時株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は5名となっております。
3. 当事業年度に係る事後交付型業績連動型株式報酬に関する金銭等の支給や株式の付与はありませんでした。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 先	当 社 と の 関 係
取 締 役	和 田 洋 一	株式会社メタップス	当社と同社との間で重要な取引関係はありません。
		株式会社メタップスペイメント	取引関係はありません。
		株式会社マイネット	取引関係はありません。
		株式会社GENDA	取引関係はありません。
		株式会社夢真ビーネックスグループ	取引関係はありません。
		カバー株式会社	取引関係はありません。
取 締 役	手 嶋 浩 己	XTech Ventures株式会社	取引関係はありません。
		株式会社LayerX	取引関係はありません。
監 査 役	毛 利 泰 康	株式会社カノークス	取引関係はありません。
監 査 役	吉 島 彰 宏	Y's Associates	取引関係はありません。
		株式会社日本動物高度医療センター	取引関係はありません。
		Dr.JOY株式会社	取引関係はありません。
		株式会社トレタ	取引関係はありません。
監 査 役	岡 田 淳	森・濱田松本法律事務所	兼職先に所属する同氏以外の弁護士から必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、当社と同事務所との間の取引額は僅少であります。
		セーフィー株式会社	取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	主な活動内容及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外 取締役	和 田 洋 一	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回出席し、主にゲーム業界での豊富な経営経験による深い知見から当社の経営全般に関する発言を行っております。また報酬委員会委員長として取締役の報酬等の客観性、合理性維持に貢献しております。
社外 取締役	手 嶋 浩 己	当事業年度開催の取締役会15回のうちすべてに出席し、主にインターネット業界及びベンチャーキャピタル業界での豊富な経営経験による深い知見から当社の経営全般に関する発言を行っております。また報酬委員会委員として取締役の報酬等の客観性、合理性維持に貢献しております。

区 分	氏 名	主な活動内容
社外 監査役	毛 利 泰 康	当事業年度開催の取締役会15回のうちすべて、監査役会14回すべてに出席し、公認会計士として培われた財務及び会計に関する専門的な知識・経験等から発言を行っております。また、各取締役とも随時意見交換を行っており、報酬委員会委員として取締役の報酬等の客観性、合理性維持に貢献しております。
社外 監査役	吉 島 彰 宏	当事業年度開催の取締役会15回のうちすべて、監査役会14回すべてに出席し、複数の企業における取締役、監査役としての豊富な経験と見識から発言を行っております。また、各取締役とも随時意見交換を行っております。
社外 監査役	岡 田 淳	当事業年度開催の取締役会15回のうちすべて、監査役会14回すべてに出席し、弁護士として培われた法務に関する豊富な経験と見識から発言を行っております。また、各取締役とも随時意見交換を行っております。

4. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

内部統制システムの基本方針に関する決議の内容の概要は、以下のとおりです。

- 1 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
 2. 取締役は、毎月1回以上開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
 3. 取締役及び使用人に対し、「リスクコンプライアンス管理規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
 4. 内部通報制度を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
 5. 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
 6. 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
 7. 使用人に対し、必要な研修を定期的を実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
 8. 内部監査を実施し、結果を代表取締役および各部門に報告するとともに、その改善を促すことにより、当社のコンプライアンス体制の適性を確保する。
 9. 当社における協力の推進、並びに業務の整合性の確保及び効率的な遂行を図るため、「関係会社管理規程」を定める。
- 2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
 1. 情報資産を保護し正確且つ安全に取扱うために定めた「機密漏洩防止規程」及び「文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
 2. 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

- 3 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 1. リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、コーポレート部担当役員がリスク管理の主管部門として、「リスクコンプライアンス管理規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。
 2. 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、すみやかに措置を講ずる。
- 4 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 当社の取締役会の手続及び権限範囲等を「取締役会規程」で明確にし、定期的に開催される取締役会で、当社の取締役の職務の状況を報告する。
 2. 「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、「職務権限表」に基づき、チェック機能を備えた上での迅速かつ効率的な意思決定を実現する。
 3. 経営計画を適正に策定・運用するため、「予算管理規程」等に基づき、当社の取締役会において当社の中期経営計画を策定する。当社の中期経営計画の進捗状況及び推進結果は、定期的に当社の取締役会に報告するものとする。また、原則として事業年度毎に1回、当社の取締役会において中期経営計画のローリングを行う。
 4. 当社は当社の経営方針を子会社に周知し、法令等に抵触しない範囲内で子会社の業務運営に反映させるとともに、子会社の業務運営状況を把握する。
- 5 当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. 子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対し、当社への定期的な事業計画や実績の報告を求めるとともに子会社において経営上重要な事項を決定する場合に、当社への事前承認を求める。
 2. 当社子会社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備する。
 3. 当社子会社の業務については、当社子会社の監査役が監査を行うとともに、当社の内部監査責任者が定期的に監査を行い、業務処理が適正に行われていることを確認する。また、当社の監査役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。
 4. 反社会的勢力への対応も含めたコンプライアンス体制の整備につき、当社子会社を指導するとともに、当社、子会社への教育、研修等を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

- 6 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
 1. 監査役から、監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該補助に当たらせる。
 2. 当該使用人が監査役の職務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。
 3. 補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役の同意を得るものとする。
- 7 当社の監査役への報告に関する体制、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 1. 当社の監査役は、当社の取締役会のほか経営上重要な会議に出席し、当社の取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
 2. 当社の監査役は、重要な会議に付議されない重要な稟議書及び報告書等を閲覧し、当社の取締役及び使用人に対し、必要に応じ内容の説明を求めることができる。
 3. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、当社又は子会社の取締役の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、監査のため求められた事項を、遅滞なく当社の監査役会に報告する。
 4. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が、監査役会に報告を行ったことを理由とした不利益な処遇は、一切行わないものとする。
- 8 その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役は監査役と定期的な会合をもち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査の環境整備等について意見を交換する。
 2. 内部監査人は、監査役会と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。
 3. 稟議書、契約書、帳簿等の文書その他監査役が監査に必要と判断した資料・情報に、監査役が容易にアクセスできる体制を整備する。

4. 当社の監査役がその職務の執行について、当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行（監査役の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況

内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりです。

1 取締役の職務の執行について

当社は「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を2名選任し、取締役会による当社取締役の監督機能を強化しております。なお、当事業年度においては、取締役会を15回開催しております。

2 リスクマネジメント体制の構築について

リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、「リスクコンプライアンス管理規程」を制定し体制の構築を図っております。また、問題の早期発見、未然防止を図るため、内部通報窓口を設置しているほか、原則週1回開催される常勤の取締役や監査役、各部門の責任者が出席する会議において、当社グループの事業を取り巻く様々なリスクに対する的確な管理が可能となるようにしています。なお、当事業年度において重大な法令違反に関わる内部通報案件はありません。

3 監査役の職務の執行について

当事業年度において、監査役会を14回開催しており、経営の適法性、効率性、コンプライアンス等に関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。この他、常勤監査役は、取締役会のほか、重要な会議に出席し、取締役の職務執行について監視を実施しました。また、内部監査室及び会計監査人と綿密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めました。

（3）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案して、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としておりますが、現状では事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益

還元につながるものと考えております。

このことから、当面の間は内部留保の充実に図る方針であり、内部留保資金につきましては、将来の成長に向けた運転資金として有効に活用していく予定であります。現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては未定とさせていただきます。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年一回の期末配当を考えており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目                       | 金 額       |
|-------------------|-----------|---------------------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)                 |           |
| 流 動 資 産           | 2,232,678 | 流 動 負 債                   | 1,820,460 |
| 現 金 及 び 預 金       | 1,203,499 | 買 掛 金                     | 156,113   |
| 売 掛 金             | 818,672   | 1 年 内 償 還 予 定 の 社 債       | 194,000   |
| 前 渡 金             | 18,473    | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 248,617   |
| 前 払 費 用           | 52,250    | 未 払 金                     | 1,055,016 |
| そ の 他             | 139,783   | 未 払 費 用                   | 322       |
| 固 定 資 産           | 766,910   | 前 受 金                     | 156,014   |
| 有 形 固 定 資 産       | 49,274    | 預 り 金                     | 10,335    |
| 建 物               | 34,455    | そ の 他                     | 41        |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 14,818    | 固 定 負 債                   | 751,261   |
| 無 形 固 定 資 産       | 326,666   | 社 債                       | 326,000   |
| 運 営 権             | 326,666   | 長 期 借 入 金                 | 425,261   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 390,969   | 負 債 合 計                   | 2,571,721 |
| 投 資 有 価 証 券       | 574       | (純 資 産 の 部)               |           |
| 関 係 会 社 株 式       | 0         | 株 主 資 本                   | 427,868   |
| 繰 延 税 金 資 産       | 341,394   | 資 本 金                     | 354,219   |
| そ の 他             | 49,000    | 資 本 剰 余 金                 | 961,512   |
| 資 産 合 計           | 2,999,589 | 資 本 準 備 金                 | 961,512   |
|                   |           | 利 益 剰 余 金                 | △790,896  |
|                   |           | そ の 他 利 益 剰 余 金           | △790,896  |
|                   |           | 繰 越 利 益 剰 余 金             | △790,896  |
|                   |           | 自 己 株 式                   | △96,967   |
|                   |           | 純 資 産 合 計                 | 427,868   |
|                   |           | 負 債 純 資 産 合 計             | 2,999,589 |

損 益 計 算 書

(2021年9月 1 日から)  
(2022年8月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     |  | 金       | 額         |
|-------------------------|--|---------|-----------|
| 売 上 高                   |  |         | 3,422,040 |
| 売 上 原 価                 |  |         | 3,243,281 |
| 売 上 総 利 益               |  |         | 178,759   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |  |         | 1,450,897 |
| 営 業 損 失                 |  |         | 1,272,138 |
| 営 業 外 収 益               |  |         |           |
| 為 替 差 益                 |  | 2,352   |           |
| 補 助 金 収 入               |  | 989     |           |
| 物 品 売 却 益               |  | 69      |           |
| ポ イ ン ト 還 元 収 入         |  | 756     |           |
| そ の 他                   |  | 127     | 4,294     |
| 営 業 外 費 用               |  |         |           |
| 支 払 利 息                 |  | 4,033   |           |
| 社 債 利 息                 |  | 1,666   |           |
| 社 債 発 行 費               |  | 15,349  |           |
| 株 式 交 付 費               |  | 114     |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           |  | 1,766   |           |
| そ の 他                   |  | 499     | 23,429    |
| 経 常 損 失                 |  |         | 1,291,273 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         |  |         | 1,291,273 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 |  | 4,614   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           |  | 591,419 | 596,033   |
| 当 期 純 損 失               |  |         | 1,887,307 |

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年10月24日

ワンダープラネット株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
名古屋事務所

|                         |             |
|-------------------------|-------------|
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 今泉 誠  |
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 後藤 泰彦 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ワンダープラネット株式会社の2021年9月1日から2022年8月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正性を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月24日

|               |         |
|---------------|---------|
| ワンダープラネット株式会社 | 監査役会    |
| 常勤監査役（社外監査役）  | 毛利 泰 康  |
| 社外監査役         | 吉 島 彰 宏 |
| 社外監査役         | 岡 田 淳   |

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市西区牛島町6番1号 名古屋ルーセントタワー16階  
TKPガーデンシティPREMIUM名古屋ルーセントタワー



交通 JR名古屋駅／地下鉄東山線・桜通線名古屋駅／名鉄名古屋駅／  
近鉄名古屋駅／あおなみ線名古屋駅／地下道直結 徒歩5分

※ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご  
遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

